

第 5 回農業委員会総会議事録

平成 2 7 年 5 月 1 日 (金)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第15号から第18号)
日程第4 議事(議案第16号から第18号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 25名
委員の現在数 25名

出席委員(24人)

1番	若林 俊明	3番	森田 啓介
4番	松山 宗則	5番	舟木 康眞
6番	永森 薫	7番	明石 茂
8番	前田 進	9番	土合 正夫
10番	城石美枝子	11番	山谷 孝芳
12番	村上 利之	13番	前田 光春
14番	熊西 忠治	15番	水元 睦雄
16番	石庭 文男	17番	川西喜一郎
18番	山下 隆之	19番	杉本 周平
20番	堀 清範	21番	堀 正
22番	石井 寿男	23番	前花 敏子
24番	竹島 信義	25番	佐伯 瑞穂

欠席委員(1人)

2番 横山 實

議事日程

- 第1 議事録署名人の指名
第2 報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の取下願出について

議案第 16 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 17 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 18 号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 坂木 猛

庶務係長 堀 修二

主任 田中 良仁

射水市農林水産課

農政係長 遠藤 修

主任 福井 健太

会議の概要

開会時刻 午後 1 時 5 8 分

議長（舟木会長）

ただいまから、第 5 回の射水市農業委員会総会を開会いたします。

本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長（舟木会長）

それでは、日程第 1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第 21 条の規定により、議長において「12 番 村上委員」「13 番 前田委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第 1 を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

次に、日程第 2 の会期の決定についてお諮りします。

本定例会の会期は、本日 1 日とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日1日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第15号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第15号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、各案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件について、ご了知をお願いします。

（報告第16号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第16号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第17号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第17号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第18号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下願
出について議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(堀)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。以上で日程第3を終わります。

議長(舟木会長)

次に日程第4本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議の上、適正な議決をお願いします。

(議案第16号説明・表決)

議長(舟木会長)

それでは、まず議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書の4ページをご覧ください。

今回は5件ございます。

【議案第16号について議案書をもとに朗読】

今回申請のあった1番については生前贈与によるもの、2番から5番については経営規模拡大によるものです。以上です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第16号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と

認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手です。

よって、議案第16号農地法第3条の規定による許可申請についてを許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第17号 説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第17号農地法第5条第1項の規定による許可申請について議題としてお諮りします。

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案書5ページの議案第17号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は2件でございます。

それでは、議案書に基づき説明いたします。

【議案第17号を議案書をもとに朗読】

1番は農家分家住宅建築の転用申請です。

2番は商業店舗の転用申請です。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより地域の委員の意見を求めます。

議長(舟木会長)

1番の件について3番森田委員より説明をお願いします。

森田委員

議案第17号の1番について説明します。

譲受人は 地内に本家で家族と同居している長男です。

農業の手伝いをしながら生活してきました。現在、祖母、両親、弟の計5人が同居しておりますがこの度、結婚することとなり、同居するには手狭な状態になっています。

そこで家族と相談したところ、本家の農作業の手伝いをし、両親の老後の面倒など考え、本家の近くに父が所有する農地を転用して住宅を建てることにされました。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、自治会並びに生産組

合等の同意も得られておりますので、慎重審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（舟木会長）

2番の件について前花委員より説明をお願いします。

前花委員

議案17号の2番について説明します。

譲受人は、市にて不動産運営・管理する法人です。

今般、出店を決めた理由は人口約95,000人、世帯数約33,000世帯と県内で人口の多い都市でもありますが市内では大型家電量販店は少ないこと、当該地は国道沿線で近隣には複合商業施設が出店しており、既に商業集積地として整った環境にあること、又農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないと考えられることが挙げられます。

今回の転用による周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

議長（舟木会長）

以上、地元委員より意見を述べていただきました。それでは本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(堀)

議案第17号について説明します。

1番につきましては、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。転用目的については農家分家住宅であり、規模・必要性からもやむを得ないと考えます。

2番については、申請地が10ha以上の一団の農地の区域内にある農地であることから、これを1種農地と判断します。

今回の転用目的は、商業施設とするものであります。当該地は国道沿線で周辺は商業集積地としての環境が整った状況にあり、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れは低いと思われ、集落との接続要件も満たしていることから、転用はやむを得ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第17号については、許可相当と認め、富山県知事あてに送付することに可決されました。

(議案第18号説明・表決)

議長(舟木会長)

次に、議案第18号 農用地利用集積計画の決定について議題としてお諮りします。

議長(舟木会長)

それでは、本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(福井)

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案37件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

議長(舟木会長)

只今、事務局より説明がありました。本議案に関する質問等はありませんか。

(「なし」の声起る)

議長(舟木会長)

質疑なしと認め、直ちに採決します。

議案第18号 射水市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

挙手全員であります。

よって、議案第18号射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定することに可決されました。

議長（舟木会長）

以上をもって本総会に提出いたしました案件はすべて終了しました。

委員各位には何かとご多忙の折にも関わらず終始熱心に審議にあられたことに感謝を申し上げます。

以上をもって本日の第5回総会を閉会します。

閉会時刻 午後2時49分

その他報告事項

農業委員会視察研修会について

- ・実施予定日 平成27年6月23日(火)～24日(水)
- ・視察先 株式会社 和仁農園(岐阜県高山市上宝町見座200)
*別紙旅程表のとおり

次回開催場所と時刻について

- ・開催日 6月 5日(金) 午後2時から
- ・会場 布目庁舎301号室

配布資料について

- ・農業委員会歓送迎会収支精算

議 長 舟木 康眞

署名委員 村上 利之

署名委員 前田 光春

第五回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十七年五月十日
至 平成二十七年五月三十一日